

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名   |
|-------|--|
| 19    | 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

飯田市長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務          |   |
|-------------------------------|---|
| ①事務の名称                        | 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務  |
| ②事務の概要                        | 地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 |
| ③システムの名称                      | ふるさと納税do・さとふるオンライン申請(e-NINSHO)  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                |   |
| (1)ふるさと納税(ワンストップ特例)特例申請情報ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                    |   |
| 法令上の根拠                        | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第3項、別表第24項<br>地方税法附則第7条第5項、第12項                                 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携      |   |
| ①実施の有無                        | [ 実施しない ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                       |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署             |   |
| ①部署                           | 広報ブランド推進課   |
| ②所属長の役職名                      | 広報ブランド推進課長  |
| 6. 他の評価実施機関                   |   |
|                               |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求        |   |
| 請求先                           | 飯田市役所 企画部広報ブランド推進課<br>長野県飯田市大久保町2534番地<br>0265-22-4511  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ      |   |
| 連絡先                           | 飯田市役所 企画部広報ブランド推進課<br>長野県飯田市大久保町2534番地<br>0265-22-4511  |
| 9. 規則第9条第2項の適用                | [ ]適用した   |
| 適用した理由                        |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年3月31日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年8月31日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)        |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | ・情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき、特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティ研修の受講を義務付けている。 |   |

| 9. 監査   |   |
|---|---|
| 実施の有無   | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査   |
| 10. 従業員に対する教育・啓発  |   |
| 従業員に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span> |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠   | ・情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき、特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティ研修の受講を義務付けている。   |

## 変更箇所

| 変更日         | 項目                  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---------------------|--|---|------|-----------|
| 平成28年12月21日 | Ⅱ. 1                | 平成28年9月1日 時点   | 平成28年12月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成28年12月21日 | Ⅱ. 2                | 平成28年9月1日 時点   | 平成28年12月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成29年10月13日 | Ⅰ. 5. ②             | 企画課長 松尾聡   | 企画課長 串原一保   | 事後   |           |
| 平成29年10月13日 | Ⅱ. 1                | 平成28年12月1日 時点  | 平成29年10月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成29年10月13日 | Ⅱ. 2                | 平成28年12月1日 時点  | 平成29年10月1日 時点   | 事後   |           |
| 令和1年5月1日    | Ⅰ. 5. ②             | 企画課長 串原一保  | 企画課長  | 事後   |           |
| 令和1年5月1日    | Ⅱ. 1、Ⅱ. 2           | 平成29年10月1日 時点  | 平成31年5月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和1年5月1日    | Ⅳ                   |  | 追加  | 事後   |           |
| 令和8年3月31日   | Ⅰ. 1. ③             | 表計算ソフトによる管理  | ふるさと納税do・さとふるオンライン申請(e-NINSHO)  | 事後   |           |
| 令和8年3月31日   | Ⅰ. 5                | 企画課 企画課長   | 広報ブランド推進課 広報ブランド推進課長  | 事後   |           |
| 令和8年3月31日   | Ⅰ. 7/8              | 飯田市役所 総合政策部企画課<br>長野県飯田市大久保町2534番地<br>0265-22-4511   | 飯田市役所 企画部広報ブランド推進課<br>長野県飯田市大久保町2534番地<br>0265-22-451                   | 事後   |           |
| 令和8年3月31日   | Ⅱ. 1                | 1,000人以上1万人未満  | 1万人以上10万人未満   | 事前   |           |
| 令和8年3月31日   | Ⅳ8人手を介在させる作業        | -  | 新規記載  | 事前   | 様式改定      |
| 令和8年3月31日   | Ⅳ11最も優先度が高いと考えられる対策 | -  | 新規記載  | 事前   | 様式改定      |
| 令和8年3月31日   | Ⅰ. 3                | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第3項 別表第一(16項)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(16条) | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第3項、別表第24項<br>地方税法附則第7条第5項、第12項 | 事後   |           |
| 令和8年3月31日   | Ⅱ. 1、Ⅱ. 2           | 令和1年5月1日 時点  | 令和8年3月31日 時点  | 事前   |           |